

特定同族株式と小規模宅地の特例

Q : 特定同族株式の特例と小規模宅地の特例は、併用することができますか？

A : 併用することは認められません。

【解説】

特定同族株式の特例とは、今年度の税制改正で創設された制度で、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に、60歳以上の親が自社株を一定の要件を満たす推定相続人に贈与する場合には、特別控除枠を3,000万円とする相続時精算課税制度の贈与の特例を認め、軽い税負担で株式の移転が可能とする制度です。一定の要件とは、次の要件です。

- ① その会社の相続税評価額で計算した発行済株式等の総額が20億円未満であること
- ② 次のすべての要件を、この特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過する時において満たしていること
 - イ. 受贈者が、その会社の発行済株式総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること
 - ロ. 受贈者が、その会社の代表者として経営に従事していること
- ③ その他所要の要件を満たすこと

ところで、ご質問は、この特定同族株式の特例と小規模宅地の特例との併用ができるかということですが、これについては、残念ながら、併用できないとされていますので、どちらか有利な方を選択して適用することになります。

